

生徒心得

本校生徒は、心身ともに健康で、充実した学校生活をおくるために、教育目標の精神をよく理解し、次のきまりを守らなければならない。

1 学校生活一般

充実した学校生活をおくるために、日常の健康管理に心がけ、教科学習や教科外活動に積極的に参加する。さらに、人格の形成や生活環境を整えることなどのために、次のことを実行する。

- (1) 何事にも積極的に情熱をもって臨み、くじけることなく最後まで努力する。
- (2) 先生、職員、外来者には常に明朗なあいさつを忘れず、はきはきした応答ができるようする。
- (3) 校舎内の清掃には、各自が気を配り、常に望ましい学習環境を保つ。
- (4) 活気のある授業にするために、予習復習を徹底し、内容の理解に努める。
- (5) 部活動、その他の学校行事等に、積極的に参加する。
- (6) 時間厳守を励行する。
- (7) 飲酒、喫煙、怠業、暴力行為等を厳禁する。
- (8) 火災、地震等の災害時には、あわてず、指

示どおりに行動する。

2 登校・下校

- (1) 午前8時25分までに登校し、教室に入る。
- (2) 通学には高校生にふさわしい鞄を使用し、履物は原則として黒色または茶色の短靴（サンダル類や靴の踵をつぶして履くことは不可）を用いる。
- (3) 通学時には、特に交通道徳を遵守し、事故に注意するとともに、高校生として見苦しい態度や行動をしない。
- (4) 登下校は指定された門から出入りする。
- (5) 下校時刻については時程表参照。
- (6) 自転車通学を希望する者は、学級担任を通じて、生徒部へ自転車通学願を提出し許可を受ける。その場合、学校指定の登録ナンバー入りのステッカーを貼付する。
- (7) 原動機付自転車、自動二輪車、自動車による通学は厳禁する。
- (8) 登校後は授業終了まで外出は認めない。ただし、やむを得ぬ場合には、学級担任またはそれに代わる先生（副担任、生徒部の先生）を通じて所定の手続きをとり、許可を受ける。
- (9) 休日の登校は原則として認めない。長期休業中の登校は別に定める。

3 校内生活

- (1) 全校集会等

集合、解散は指揮者の指示にしたがい、迅速、静粛に行う。

(2) 授業

ア 授業に対しては、常に意欲的な態度で臨む。そして、各自が他人に迷惑をかけないように注意する。

イ 遅刻した時は教科担任の許可を得てから自分の席に着く。

ウ 許可なくして決められた座席を変更しない。

エ 自習時間には、他の教室の妨げとならないように、教室で静かに自習する。

オ 男女別に分かれたり、移動したりする授業の場合、生活委員は授業担当の先生に出席簿を持っていき、かならず記入してもらう。

(3) 日直の任務

ア 授業の始めと終りには「起立、礼、着席」の号令をかけ、挨拶する。

イ 清掃終了後、学級担任（副担任）のもとに、記入した学級日誌を持参する。

(4) 出欠席等

ア 病気、事故等で欠席するときは、かならず保護者から事前に電話等で学校に連絡する（8：00～8：30 F a x をなるべく利用してください）。事後、所定の手続きによ

り学級担任に届け出る。

イ 遅刻したときは、所定の手続きにより学級担任等に届け出る。

ウ 欠課、早退するときは、事前に所定の手続きにより学級担任等に願い出て、許可を受ける。

エ 学校が認めた公式試合等に出場する場合や、進学、就職等で受験するときは、特別扱いにする。事前に顧問、学級担任を通じて所定の手続きをとり、許可を受けて教科担任に提出する。

オ 忌引の場合は、事前に保護者が学級担任に電話等で連絡し、事後、所定の手続きにより学級担任に届け出る。

忌引日数

親族が死亡したとき

1 親等（父母）…………… 7日以内

2 親等（祖父母・兄弟姉妹）…… 3日以内

3 親等（伯叔父母・甥姪）…… 1日以内
(曾祖父母は祖父母に準ずる)

親族の追悼や祭祀を行うとき

1 親等（父母）・2 親等（祖父母・兄弟姉妹）…………… 1日以内

(葬祭のため遠隔地に旅行する場合には実際に要する往復日数を加算して忌引とする。)

(5) 台風等気象に関する「警報」の発令に伴う対応について

P25を参照して下さい。

(6) 所持品

ア 所持品にはかならず記名する。

イ 日常学校に持参する金銭（必要最少限）や貴重品は常に身につけておく。

ウ 生徒手帳、生徒証は常に携帯する。

エ 金品を遺失、拾得したとき、また、盜難にあったときは、学級担任等に届け出る。

オ 傘は所定の傘入れに入れる。

(7) 校舎、校具等の使用

ア 学校の施設、校具等を使用するときは大切に使う。破損または紛失したときは、ただちに担当の先生に届け出て指示を受ける。

イ 休日以外のホームルーム、部活動等で、校具、施設を使用する場合は、前もって担当の先生に願い出て許可を受ける。

(8) 学習環境の整備

学習効果をあげるために、望ましい学習環境を維持していくことが必要である。そこで次のことを実行する。

ア 授業、部活動等で使用した教室、施設等の清掃を徹底する。

イ 特別教室及び準備室については、その担

当の先生の指示にしたがい、整備につとめる。

ウ 学校の施設、校具等を汚したり、破損したりしない。

(9) 集会、出版、掲示等

ア 学校の内外を問わず、集会、印刷物の発行、配布、掲示、調査活動等を行うときは、事前に担当の先生を通じて所定の手続きをとり、許可を受ける。

イ 掲示は、許可印を受けたものを所定の場所に掲示し、掲示責任者は、責任をもって撤去する。

(10) 生徒会活動

ア 担当の先生の指導のもとに行う。

イ 生徒会規約にしたがう。

(11) その他

ア ロッカーには体育、芸術、部活動の用具類及び辞書のみを収納し、教科書・ノート類は必ず毎日持ち帰ること。

イ 学習に不必要的な、雑誌、トランプ、麻雀用具、将棋等の遊具を持参しない。

ウ 校舎内は所定の上履を必ず使用する。上履、下履、体育館履の区別は厳しく守る。

エ 学校で指定した立入禁止区域には絶対に入らない。

4 校外生活

- (1) 校外においても、本校の生徒としての自覚を常に忘れず行動する。
- (2) 高校生としてふさわしくない場所への出入りはしない。
- (3) 宿泊をともなう旅行をするときは、保護者の承認を得て、学級担任に旅行届を提出し、指導をうける。
- (4) アルバイトは、原則として禁止する。やむを得ない場合は、学級担任に相談し、指導をうけた後、所定の手続きをすませる。